

2023 年 7 月 7 日

情報サービス利用権を有しない学生の情報サービス利用の復活処理について

計算機センター・教務委員 申吉浩

認定試験 (INFOSS 情報倫理試験、オンデマンドで随時受験可能) に合格しておらず、2023 年度の情報サービス利用権を取得していない学生の情報サービス利用を停止いたしました。学生には、機会を捉えて認定試験の受験を促してきており、また、教員の皆様には学生に認定試験を受験するよう周知をお願いしてきたところではありますが、残念なことに認定試験に合格していない学生が存在します。

該当する学生について、**授業で学内情報サービスの使用が必須である場合**には、授業担当教員と学生に計算機センターに御来所頂き、復活処理を申請して頂く制度となっておりますが、該当学生の数相当数になることが想定され、また、緊急に復活が必要であるケースも考え、**書面にて処理が行えるよう暫定的に手続きを改訂**致します。学内情報サービスと利用権については、以下の Web ページをご覧ください。

<https://www.gakushuin.ac.jp/univ/cc/guidance2022.html>

改訂後（暫定）	改訂前
添付書類に必要事項を記入、情報サービスを利用する授業の担当教員が自筆署名の上、該当学生が計算機センター事務室に書類を提出することで、申請を行う。	該当学生と情報サービスを利用する授業の担当教員が計算機センター事務室にて、学生の氏名・学生番号等を申告の上、利用権復活の手続きを行う。

- 認定試験による情報サービス利用権の付与制度は、学内情報サービスを利用することにより大学ドメインから学外に情報を発信することが可能となるほか、標的型メールなどのターゲットとなる可能性があることから、情報サービスの利用者に一定の情報セキュリティ・情報倫理に関する知識を求めることを目的としています。認定試験には e ラーニング研修が付随しており、合格点に達しない項目については、オンデマンドで研修を受講して、再受験することが可能です。
- 認定試験に合格していない学生に情報サービスの利用を認めることにはリスクが存在します。該当学生が適切に情報サービスを利用するようご指導頂くとともに、早期に認定試験を受験し利用権を取得するようご案内下さい。**2023 年度 2 学期から有効な利用権を取得するためには、7 月末までに認定試験に合格する必要があります。**

以上、ご理解を賜り、ご協力を頂けますようお願い申し上げます。

2023 年度 学習院大学情報サービス利用権の復活に係る申請書

学生氏名	
学籍番号	
授業名	
利用期間	月 日～ 月 日

計算機センター所長殿

私が担当する上記授業において、上記学生の情報サービス利用が必須ですので、利用権の復活をお認め頂けるよう申請します。該当学生には適正な情報サービスの利用を行うよう指導いたします。

申請日

授業担当教員署名
